

③

		責任能力	
		○	×
事前に知らされたか	○	生徒が体罰機能付きトレーニングマシンを任意で採用	強制の手段・形態としての体罰
入部しない自由はあるか	×	強制の手段・形態としての体罰	強制の手段・形態としての体罰

途中退部の自由の有無は、体罰機能付きトレーニングマシンに、予定をキャンセルして練習を中断する機能が付いているか否か、だと見なせる。

途中退部の自由の有無は、事前に知らされる内容に含まれる。

責任能力については、未成年者であるので、他の条件の成否にかかわらず一定以下である、と考える必要があるが、その一定とはいかほどか、という問題は残る。

入部しない自由や途中退部の自由があっても、部が生徒の入部を拒否する権利は制限される、生徒には部に入部する<sup>必要</sup>権利がある、という事情があれば、○○であっても、トレーニングマシンの任意採用とは限らない。